

昌子の広場

第117報

小林昌子議会報告

和泉市無所属市民派議員

小林昌子

和泉市緑ヶ丘 2-13-10

自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626

事務所 Tel(Fax)0725-53-4451

Email masakokob@ybb.ne.jp

http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい

yahoo の小林昌子で検索出来ます



ダンジリ住民訴訟上告 ダム等九州の視察ツアーに参加

目次	
・ダンジリ住民訴訟上告	P1
・ダム等九州の視察ツアーに参加	P2-3
・昌子の広場	P4

ダンジリ助成金住民訴訟上告 不当判決に上告受理申立て!

ダンジリ訴訟をめぐる経過

- H20/11
大野町において請負業者と結託し町会館の増築費用を水増しして市の助成金を不正に受けていた悪質な事件が発覚。
- H20/12
12月定例会で、ダンジリ倉庫の建設に町会館助成金が使われていることについて一般質問
- H20/12
若樫町のダンジリ倉庫に助成金を支出したことに関し、住民監査請求。
- H21/3
監査結果を不服として、若樫町内会の件に限って住民訴訟
- H22/10
1審で敗訴。ダンジリ倉庫への助成は公益にかなない、申請に虚偽の図面を添付した事実があるが、助成金の支出の判断に影響せず。
- H22/10
大阪高裁に控訴。
- H23/3
高裁判決 控訴棄却(以下理由)ダンジリ倉庫への助成は要綱の助成対象であるか明らかでない点はあるが、公益に資しており、建築確認の未取得の違反はあるが、除却等の処分はされていない等から、違法と迄は言えない。虚偽の図面を添付した不正申請の可能性はあるが、市はダンジリ倉庫に助成する前提で審査したから実質的影響は無い。
- H23/4
上告受理申立

だんじり保管アカン



<上告受理申立とは>

「上告提起」は、原判決について憲法違反や法律に定められた重大な訴訟手続の違反事由が存在することを理由とする場合の不服申立ての方法で、「上告受理申立て」は、原判決について判例違反その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことを理由とする場合の不服申立ての方法です。以下を理由として提出しました。

- 建築基準法違反の解釈に関する誤り
建築確認を取得しないで建築物を建てたときには懲役1年以下または100万円以下の罰金が科せられるほど重大な違法であるにも拘わらず、使用実態で問題ないとした判断は、建築基準法の解釈に反する。
- 虚偽の図面を添付した不正申請の解釈の誤り
ダンジリ倉庫として申請したのでは助成されない事を危惧して虚偽の申請を行った事は裁判所も認定した。その行為は詐欺行為に相当する重大な違法行為で、市がダンジリ倉庫として助成する積もりであったとしてもその違法性は無くならない。
- 要綱に基づく助成金の支出に関する判断の誤り
そもそもダンジリ倉庫の建設に、会館助成金は使えないし、単独のダンジリ倉庫に助成した例は無い。

九州各地（ダム等）を視察

4月24日から28日まで4泊5日の予定で九州の照葉樹林・ダム・干潟を視察してきました。

●一日目 綾町の照葉樹林

昨夜大阪南港を出発し、今日は綾町の照葉樹林を見学してきました。綾町は平成10年共同通信社が行った「首長が選ぶ元気な自治体西の横綱」に選ばれ、平成14年「豊かな村作り農林水産大臣賞」受賞等まちづくりの先進町として全国の注目を集め、一度は訪問したいと思っていた自治体です。

綾町の照葉樹林は6期町長をされている前田さんの「中山間地域の自主・自立を目指すまちづくり」が根底にあり、それを具現化したものではないかと思えます。

今日案内いただいたのは「てるはの森の会」事務局の林さんと相馬さん。そして森林ボランティアガイドの金丸さんの3人でした。

金丸さんから照葉樹林とは冬でも落葉しない広葉樹で、葉の表面が光沢の強い深緑色の葉を持つのでこう呼ばれていると説明を受けました。

又この綾町には照葉樹林を代表するブナ科樹木13種の内、ウバメガシがないだけでその他は分布しているということで、日本でも最も多様性の高い森のひとつになっているそうです。

そして照葉樹林は、人間が利用のために伐採など人為的かく乱をすると、場合によっては落葉広葉樹の混交林に遷移してしまうそうです。さらに現在は利用・開発などによってその大部分が失われ、まとまった面積のものはほとんどないそうですが、綾町の照葉樹林はよく原生状態を残しており、中核部分約700haを含め、約2500ha（東京ドーム535個分）の日本で最大級の面積が残っているそうです。

現地では2005年5月から100年計画の壮大なプロジェクトが始まっています。

九州森林管理局、宮崎県、綾町、(財)日本自然保護協会、てるはの森の会の5者が協力して、①保護林の新設②人口林から照葉樹林への復元③森林環境教育の実施④市民参加・サポーターの形成等の活動がなされています。

人工林から照葉樹林への復元では人工林を伐採して照葉樹を植えるのではなく、間伐を行い林床に光をいれ、照葉樹を育てるといふ息の長い取り組みを行っておられます。ここまで拘る理由は遺伝子の違うものを入れたくないからだそうです。

しかし現地の一部では孟宗竹が繁茂し、同行した専門家からはこの竹を早期に処分しないと大変なことになるとの指摘もありました。

林の中には樹齢250年から350年のイチイガシの木が数本あり、樹高は30mを超え、その幹周りは大人一人ではとても抱えきれないほどの大きさでした。



林を歩く足元にはコケリンドウ、フデリンドウの薄紫の可憐な花も咲いていました。そして一輪だけでした

が、「ウマガイソウ」が私たち一行を歓迎するかのよう、タイミングよく咲いていたのには感激しました。

●第二日 川辺川ダム予定地と荒瀬ダムの見学

川辺川ダムの地元人吉市では川辺川ダム白紙撤回の現市長が4月24日(日)の統一地方選挙後半戦で当選されました。しかし地元の国会・県議員はダム推進の市議会議員を水面下で推していたと4月25日の地元新聞は報じていました。このようにダムを巡ってはまだまだ攻防があるのかと案じましたが、今日私たちを案内くださった木本さんのお話では簡単には推進に戻らないとの事で一安心いたしました。木本さんの属する市民団体は反対運動の草分け的存在で、1993年8月に発足されています。運動を始めるときに奥様に15年はかかるからと了解を頂かれたそうですが、もう15年以上になりましたと笑っておられました。

川辺川ダム予定地と五木村には議員になって間もない2002年8月に同じ会派の皆さんと視察に来ました。そのときは村長や議長にもお話を聞き、ダム建設に翻弄された村の歴史を伺いました。しかし今日はそのとき訪問したログハウス風の立派な村役場は跡形も無くなっており、当時の面影を残すものは何も見つけられませんでした。ダム予定地ではただ一人移転を拒否された茂さん(82



歳)と奥様にお会いできました。家の近くの畑ではジャガイモや麦が青々と茂っていました。特に麦の穂が風に吹かれて銀色に輝く様

は何時までも見ていたいほどの美しさでした。

ダム予定地の多くの方は後ろ髪を引かれる思いで、移転の交渉に臨まれたと思いますが、茂さんは先祖が残してくれたこの土地を耕していただいと、今までの生活をなんら変えることなくすごしてこられました。

日焼けした顔はにこやかな中にも、意思の強さを示すような瞳が印象的でした。五木村に来る途中「板木ダム」を見学してきました。

このダムは2008年決壊し、多量の砂利が流れ出し、下流は瀬も淵も土砂で埋まってしまったそうです。

川辺川ダムは1966年7月に建設省が3年連続の水害により、川辺川ダム計画を発表。1968年には治水ダムから多目的ダムに変更。この間多くの反対運動がありました。木本さんのお話によると2007年5月から球磨川流域12市町村、53会場で「川づくり報告会」が開催され、そのすべてに参加し、議事録をとったそうです。それによると参加者数は1481人。発言数は887件。そのうち「治水に川辺川ダムが必要」と言う発言は4件しかなかったそうです。

すべての会場に足を運んだからこそ、国の報告の間違いは指摘できる状況にあったそうです。

このようなとてつもなく大きな流域住民のエネルギーと漁業者の反対運動がなければ、ダムは建設に傾いていたかも知れません。

国交大臣は川辺川ダム計画中止ということをして2009年9月に言明しました。その結果日本一の清流と呼ばれる川辺川は守られました。

しかし、国がはっきり中止と明言した八ッ場ダムは今尚、迷走を続け、関連事業が延々と行われています。

この川辺川ダムもピーク時は150億円もあった関連事業費の年間予算は現在13億円になっているそうです。

3月11日の東日本大震災の復興に多額の予算が必要な今こそ、削るべき所は削り、必要なところにお金を回していかなければ、日本の先行きは楽観できないところにきていると危惧しています。

午後からは荒瀬ダムの見学です。

人吉市から葉木までJRで移動。そこからは球磨川右岸を延々と歩き、荒瀬ダムに向かいました。

荒瀬ダムは発電目的のダムで(最大出力18,200kW)、管理は熊本県企業局です。

1953年に着手し1955年に竣工。

潮谷前知事は2002年の坂本村村議会の「荒瀬ダム継続反対」の意見書可決を受け、7年後の荒瀬ダム撤去(撤去費用60億円)を表明。

ところが2008年4月に就任した蒲島知事は撤去費用が72億円に増大したことを理由に撤去方針を凍結し、撤去費用が92億円との県庁内の報告を受け、ダム存続を正式に決定しました。

しかし、水利権の更新手続きが出来ないことから2010年3月31日深夜に荒瀬ダムのゲートが開放され、現在に至っているそうです。

ゲート開放により八代海は砂干潟の面積が増え、アナジャコとりや潮干狩りを楽しむ人が増えているようです。

しかしダム撤去の道筋はまだはっきりと示されていません。

河床の低下に伴って護岸の崩壊や川原へと繋がる道路の崩壊が進んでいるそうです。又ダム湖の水位が低下したことにより、井戸枯れの問題も浮上してきているとの事です。このようにダムは作る時は大きな効果を謳いますが、撤去することも視野にいれ考えなければ無用の長物になりか



ねません。川は流れがあつてこそ本来の姿です。しかし日本で初めて撤去予定であるとインプットして

いた荒瀬ダムの現況を、この目で確認できた事は大きな収穫です。

●第三日目 八代干潟の見学です。

(一日中雨)

●第四日目 諫早干拓



詳細は後日の会報でご報告します。

上伯太線 60万円職員が市に寄付

これの増員がなかった—
下—の指摘。業務量と

和泉市道上伯太線の架橋・道路改良事業をめぐる不適切な事務・予算処理問題で、和泉市は2日、内部調査の結果を市議会に報告した。この中で市は、工事の請負業者から、地元関係者に使途不明な60万円が振り込まれていたことを明らかにした。

内部調査チームの山下和也・副市長が報告した。今後の増員がなかった—
下—の指摘。業務量と

60万円の使途不明判明

事務処理問題 和泉市が調査結果

和泉市道上伯太線の架橋・道路改良事業をめぐる不適切な事務・予算処理問題で、和泉市は2日、内部調査の結果を市議会に報告した。この中で市は、工事の請負業者から、地元関係者に使途不明な60万円が振り込まれていたことを明らかにした。

この60万円問題とは、惣ヶ池子どもグラウンドの建設に際し、契約も交わさず、境界復元測量費という偽りの名目で、コンサルタント料という得体のしれないものを某氏に対しY建設を通じ支出した問題です。

市は、某氏へ60万円を立て替えたY建設からの国家賠償請求に対し、議会の同意を得てこれを支払いました。国家賠償法上の支出をした時は、その原因を作った職員に損害賠償を請求する事も可能ですが、今回は工事を円滑に進めるために某氏の支援が必要であり、実質的に市に損害がなかったとして、職員に賠償請求を求めないとしていました。私は、この件は本当に支援が必要ならコンサルタント業者と正式の契約を行うべきであり、仮に某氏の介入で工事が円滑に進んだ事があっても、それによって不相応なグラウンドの仕様になったのではないかと疑念があり、市に損害が無かったかどうかについて疑問を持っていました。

ところが今回これに係わったとみられる職員1名が今年の2月に60万円を市に寄付し、市はこれを3月末に雑入として会計処理をしていることが判りました。

職員からの寄付の申込書には、市がY建設に支払った損害賠償金60万円の補填のための寄付であり、職員個人の判断で行ったとの記述があります。

市が実質的な損害が無かったと判断しているのに何故職員がその損害の補填のために寄付したのか？もともと寄付と言うものは自発的になされるもので、わざわざ個人の判断であると断る事も不自然です。

この件に関しては、住民監査請求の動きがあり、これが起こされると過去の経緯も含め問題が明らかになることを懸念し、職員に賠償させる事によって監査請求の動きを封

じたのでは無いかとの新たな疑念を持ちます。職員の個人的な寄付で、この問題の解明に蓋をするような事はすべきではありませんし、何故この時期に個人として決して少ない金額ではない60万円を寄付したのか釈然としません。

昌子の日記&予定

- 5/3 憲法キャラバン
- 5/8 信太の森 FAN クラブ定例会
- 5/9 和泉中央駅会報配布、あすの榎尾川を考える会定例会
- 5/10 公共・公益施設を考える会（下水道について）
- 5/12 ソロプチクラブ賞授賞式
- 5/14 石尾っ子の会総会
- 5/15 万葉バスツアー
- 5/17 和泉中央駅会報配布
- 5/18 和泉中央駅会報配布、事務所運営委員会
- 5/19 和泉府中駅会報配布、ソロプチ郊外例会
- 5/20 公共・公益施設を考える会（町づくり）
- 5/21 高齢社会を良くする会・大阪
- 5/22 緑ヶ丘女性消防クラブ総会、里山連絡会定例会
- 5/23 和泉中央駅会報配布、成美高校へ
- 5/24 信太山駅会報配布
- 5/25 北信太駅会報配布、戦没者追悼式、市政相談会
- 5/26 和泉府中駅会報配布、近畿市民派議員学習・交流会
- 5/27 和泉中央駅会報配布
- 5/28 「原発と情報公開」講演会

**<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で
連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
事務所 TEL 0725-53-4451
(事務所 〒594-1155 緑ヶ丘1-3-15)**

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)

- ・講師 大高勇さん(全国万葉協会会員)
 - ・会費 1,000円(3か月分) 14-16時
 - ・91回 6/11(土) 万葉ごぼれ話
 - ・92回 7/9(土) 万葉びとの素朴な心
- <途中からの参加でも十分お楽しみ頂けます>

ちぎり絵

- ・講師 西原志満子さん・材料費実費 参加費無料
- ・7月13日(水) 13時~16時

パソコン講座(参加費無料)

- ・第2、第4週の火曜 10時~12時、
同じく 木曜 14時~16時
- ・申し訳ありませんが現在定員の関係上新規の受付を中止しています。

市政相談会

- ・第2、4水曜日 20:00~21:30